

内閣府
財務省
財務省令第 号

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、加入者保護信託に関する命令を次のように定める。

平成十四年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 森山 眞弓

財務大臣 塩川正十郎

加入者保護信託に関する命令

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 加入者保護信託（第二条、第二十三条）

第三章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この命令において、社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。

第二章 加入者保護信託

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第二条 振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更（加入者保護信託に関する事項に係るものに限る。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 定款又は業務規程の新旧対照表

三 株主総会（業務規程の変更の認可申請書にあっては、取締役会）の議事録

四 その他参考となるべき書類

（定款又は業務規程の変更認可基準）

第三条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

（運営委員会の委員の任免の認可申請）

第四条 受託者は、法第五十五条第二項の規定により運営委員会の委員（以下単に「委員」という。）の任命又は解任の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び住所又は解任しようとする者の氏名を記載した認可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 任命の場合にあつては、任命しようとする者の履歴書、就任承諾書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 理由書

(加入者保護信託契約)

第五条 法第五十六条第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 加入者保護信託の名称

二 委託者及び受託者の商号又は名称

三 加入者保護信託の信託財産となるべき金銭の額

四 信託財産の追加に関する事項

五 加入者保護信託の事業年度、事業報告、決算報告その他の事業の執行に関する事項

六 法第六十条第一項の規定による支払、同条第六項の規定による補償対象債権の取得その他の受託者の

事務の手續に関する事項

七 加入者保護信託契約の終了に関する事項

八 その他重要な事項

(加入者保護信託契約の認可申請等)

第六条 振替機関は、法第五十七条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 加入者保護信託の名称
 - 二 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(以下「商号等」という。)
 - 三 信託管理人となるべき者の氏名及び住所(信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等)
- 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 加入者保護信託契約の内容を記載した書類
 - 二 受託者となるべき者の定款及び登記簿の謄本
 - 三 信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面(信託管理人となるべき者

が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本）並びに就任承諾書

四 信託が設定された当初の事業年度及び翌事業年度に係る加入者保護信託の事業計画書並びに収支予算書

五 前各号に掲げるもののほか、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣が特に必要と認める書類

3 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、振替機関に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 加入者保護信託契約の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書及びこれに添付すべき書類に虚偽の記載がないこと。

三 加入者保護信託契約が解除できないものであること。

四 信託管理人及び委員に対して信託財産から支払われる報酬の額がその任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

五 当該申請に係る加入者保護信託がその目的のために十分な信託財産を確保していると認められること

又は確保することが確實であると認められること。

六 信託財産の管理及び運用が適正に行われることが確實であると認められること。

七 受託者がその信託財産から受ける報酬の額がその信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を
超えないものであること。

八 加入者保護信託の終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は類似
の目的のための信託として継続するものであること。

九 受託者、信託管理人及び委員がその事務に関して知り得た情報が適切に管理され、及び秘密を保持す
るために必要な措置が講じられることが確實であると認められること。

(財産移転の報告)

第七条 振替機関は、法第五十七条の認可を受けた後、遅滞なく、第五条第三号の信託財産を受託者に移転
しなければならない。この場合において、受託者は、当該移転を受けた後一月以内に、これを証する書類
を添えて、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(受託者への通知事項等)

第八条 法第五十八条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定がなされた年月日

二 破産宣告又は更生手続開始の決定の場合にあつては、債権届出の期間及び債権調査の期日

三 再生手続開始の決定の場合にあつては、債権届出の期間及び債権の調査をするための期間

四 外国倒産処理手続の承認の決定の場合にあつては、前二号に掲げるものに準ずるもの

(受益者への支払)

第九条 加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した(法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。)加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち社債等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第百二十号)第五条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならぬ。

一 破産直近上位機関等に対する債権の額を確定する判決の謄本

二 確定判決と同一の効力を有するものにより破産直近上位機関等に対する債権の額を確定したことを証する書面

三 破産直近上位機関等が整理開始の命令又は特別清算開始の命令を受けた場合にあつては、当該破産直近上位機関等が債権の額を確認したことを証する書面

四 破産直近上位機関等が外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合にあつては、前三号に準ずる書面

2 受託者は、前項の規定による請求があつた場合には、法第六十一条の規定により運営委員会の指図を受けた後遅滞なく、加入者保護信託契約の定めるところにより、当該請求をした加入者に対し、支払を行わなければならない。

3 前二項の規定による請求及び支払に係る加入者保護信託の受益権の行使は、加入者保護信託契約の定めるところにより、信託管理人がすべての加入者について一括して行うものとする。

(信託財産の確定時点等)

第十条 法第六十条第五項に規定する信託財産は、法第六十一条の規定により受託者が運営委員会に対して補償対象債権に係る支払の指図を求めた日における信託財産とし、法第六十条第六項の規定により取得し

た補償対象債権の額を除いて計算するものとする。

（補償対象債権に係る権利の行使）

第十一条 受託者は、法第六十条第六項の規定により取得した補償対象債権に係る権利の行使に際しては、あらかじめ信託管理人の承諾を得るものとする。

（負担金の支払の方法）

第十二条 振替機関は、事業年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。

2 振替機関等は、前項の規定による定めに従って、負担金を受託者に対して支払わなければならない。

3 振替機関は、加入者保護信託契約の定めるところにより、第一項の事務を受託者に委託することができる。

4 受託者は、加入者保護信託契約の定めるところにより、前項の事務の受託に係る報酬を信託財産から受

けることができる。

(負担金の額の基準)

第十三条 法第六十二条第一項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十条第一項の規定による支払その他の加入者保護信託に係る事務に要する額の予想額に照らし、十分な額となるものであること。
- 二 特定の振替機関等に対し差別的取扱いをしないものであること。

(事業概要報告書等の提出)

第十四条 受託者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業概要報告書
- 二 当該事業年度の収支決算書
- 三 当該事業年度末の財産目録

(公告)

第十五条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十九条第二項の規定により、前条の書類の提出をした後遅滞なく、前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

（信託条項の変更の申立て）

第十六条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する信託法第七十条の規定による信託条項の変更を申し立てようとするときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託条項の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）

第十七条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法第七十一条の規定により辞任の許可を受けよう

とするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類

三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第十八条 受託者は、信託法第二十二條第一項ただし書及び法第六十五條において準用する信託法第七十二條の規定により信託財産の取得の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の種類及び総額を記載した書類

三 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の価格を証する書類

(受託者の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十七条及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新受託者の選任の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第四十九条第一項及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の理由を記載した書類
- 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 三 新受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、定款及び就任承諾書

(届出事項)

第二十一条 受託者は、委託者若しくは受託者の商号等又は信託管理人若しくは委員の氏名、住所若しくは職業(信託管理人が法人である場合にあつては、その商号等又は主たる業務)に変更があつたときは、遅

滞なく、変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託者、受託者又は信託管理人の商号等の変更 当該委託者、受託者又は信託管理人の登記簿の謄本

二 信託管理人又は委員の氏名若しくは住所の変更 当該信託管理人又は委員の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面

三 信託管理人又は委員の職業（信託管理人が法人である場合にあつては、主たる業務）の変更 当該信託管理人又は委員の履歴書（信託管理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為）（書類及び帳簿の備付け）

第二十二条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一 加入者保護信託契約書その他の加入者保護信託契約に関する書類
- 二 委託者及び受託者の商号等を記載した書類並びに定款
- 三 信託管理人及び委員の氏名を記載した書類並びに履歴書（信託管理人が法人である場合にあつては、

その商号等を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

四 認可、許可又は届出に関する書類

五 運営委員会の議事に関する書類

六 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

七 資産及び負債の状況を示す書類

(加入者保護信託の終了の報告)

第二十三条 受託者は、加入者保護信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託終了報告書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の最終計算書及び附属書類

三 残余財産の処分に関する書類

第三章 雑則

(標準処理期間)

第二十四条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第十七条（加入者保護信託に関する事項に限る。）
、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可並びに法第六十五条において準用する信託法第七十一条並
びに同法第二十二條第一項ただし書及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の許可に関する
申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

2 前項の期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この命令は、平成十五年一月六日から施行する。